

軽井沢町樹木医診断・相談事業 実施要綱

1. 趣旨

この要綱は、軽井沢町の良質な景観を構成している樹木の不要な伐採を抑止し適正な景観保全を図るとともに、立木又は枝の枯死による倒木又は落枝の危険性を早期に除去することで住民が安全に生活できる環境を確保するため、住民等が樹木医へ相談し診断を受ける事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2. 事業内容

(1) 事業の利用対象者

事業の利用の対象者は、相談及び診断の日において町内に土地を所有している個人又は法人（この要綱において「住民等」という。）とする。

(2) 相談及び診断の方法

住民等から町（担当：環境課環境政策係）に樹木医診断・相談の申し込みがあったものについて、町が事業の業務を委託した者（以下「受託者」という。）へ樹木医の派遣を依頼し、派遣された樹木医が住民等の相談に応じて診断を実施する。

派遣を受ける樹木医は、相談及び診断1件につき1名とする。ただし、1名での診断が難しい場合等複数名での診断が必要となった場合は、町と受託者の協議の上、複数名による診断も可能とする。

(3) 相談及び診断の対象樹木

次に該当する樹木を除いた町内に生育する樹木を対象とする。

ア 森林法第2条第3項に規定されている国有林において生育する樹木

イ 国の機関若しくは長野県の所有地に生育する樹木又は文化財等に該当する樹木

ただし、国の機関又は長野県の所有地であっても、保養所や水道施設等を保有する目的で所有する土地に生育する樹木については、相談及び診断の対象樹木とすることができる。

(4) 診断の内容

診断は、目視等による初期診断とする。

(5) 実施報告

受託者は、相談及び診断終了後2週間以内に町及び樹木医の派遣を受けた者に実施状況を報告するものとする。

3. 樹木医の資格

相談及び診断を行う樹木医は、一般財団法人日本緑化センターによる樹木医資格審査に合格し、樹木医登録してある者とする。

4. 守秘義務

受託者は、事業に係る相談に関して知り得た住民等の秘密及び相談の内容等を他に漏らしてはならない。受託者でなくなった後においても同様とする。

5. 事業の実施方法等

(1) 実施日等

ア 相談及び診断は、原則毎月第1金曜日又は第3金曜日（金曜日が祝日の場合は翌週の月曜日とし、翌週の月曜日が祝日又は休日の場合は翌火曜日）に実施予定とする。ただし、樹木医の都合や天候等により変更となる場合もある。

なお、倒木による被害が発生した場合等の緊急性を要する場合には、町と受託者で協議の上、事業を実施できるものとする。

イ 1件当たりの相談及び診断時間は2時間までとし、1日当たり午前1枠、午後1枠、計2枠を上限とし、先着順での事前予約とする。

ウ 相談及び診断時間枠は次のとおりとする。

- ① 9時30分～11時30分
- ② 13時30分～15時30分

(2) 土地所有者の立会い

相談及び診断には、土地所有者又は土地所有者から委任を受けた者が必ず立会うものとする。

(3) 相談料等

相談料及び診断料は、無料とする。

(4) 申込方法

ア 軽井沢町環境課環境政策係宛に電話又は窓口で希望する相談及び診断日時の仮予約を行うものとする。

イ 仮予約完了後、事業実施予定日の10日前までに軽井沢町樹木医診断・相談事業申込書（兼樹木医派遣依頼書）を軽井沢町環境課環境政策係宛に提出し、本申込を行うものとする。

期限までに本申込がない場合は、仮予約をキャンセルしたものと

する。

電話や窓口等での口頭による本申込は受け付けないものとする。

(5) 申込先

ア 仮予約

軽井沢町 環境課 環境政策係

【窓口】軽井沢町役場（⑦番 環境課窓口）

【電話】0267-45-8556

イ 本申込

軽井沢町 環境課 環境政策係

【持参】軽井沢町役場（⑦番 環境課窓口）

【郵送】〒389-0192（軽井沢町役場専用番号）

軽井沢町 環境課 環境政策係

【ファクシミリ】0267-46-3165

【電子メール】kankyo@town.karuizawa.nagano.jp

6. その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。